第十六条の四の見出し及び同条第一項中「護衛艦隊司令官」を「水上艦隊司令官」に改め、同条第二項中「護衛艦隊司令部」を「水上艦隊司令部」に、「護衛艦隊司令官」を「水上艦隊司令官」に改める。

第十六条の五の見出し及び同条第一項中「護衛艦隊司令部」を「水上艦隊司令部」に改め、同条第二項中「護衛艦隊司令官」を「水上艦隊司令官」に、「護衛艦隊司令部」を「水上艦隊司令部」に改める。

第十六条の十二から第十六条の十四までを削る。

第十七条の見出しを「（水上戦群）」に改め、同条中「護衛隊群は、護衛隊群司令部及び護衛隊二」を「水上戦群は、水上戦群司令部及び水上戦隊三」に改め、同条ただし書中「護衛隊群司令部」を「水上戦群司令部」に改める。

第十八条の見出しを「（水上戦群司令）」に改め、同条第一項中「護衛隊群の長は、護衛隊群司令」を「水上戦群の長は、水上戦群司令」に改め、同条第二項中「護衛隊群司令」を「水上戦群司令」に改める。

第十八条の二及び第十八条の三を次のように改める。

（水陸両用戦機雷戦群）

第十八条の二　水陸両用戦機雷戦群は、水陸両用戦機雷戦群司令部及び水陸両用戦隊一、機雷戦隊七その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、水陸両用戦機雷戦群司令部以外の部隊の数を増減することができる。

（水陸両用戦機雷戦群司令）

第十八条の三　水陸両用戦機雷戦群の長は、水陸両用戦機雷戦群司令とする。

2　水陸両用戦機雷戦群司令は、海将補をもつて充てる。

3　水陸両用戦機雷戦群司令部の事務は、水陸両用戦機雷戦群司令が掌理するものとする。

第十八条の十三を第十八条の十四とし、第十八条の十二を第十八条の十三とし、第十八条の八から第十八条の十一までを削り、第十八条の七を第十八条の十二とし、第十八条の四から第十八条の六までを五条ずつ繰り下げ、第十八条の三の次に次の五条を加える。

（水陸両用戦機雷戦群司令部）

第十八条の四　水陸両用戦機雷戦群司令部に、幕僚長一人を置く。幕僚長は、一等海佐をもつて充てる。

2　幕僚長は、水陸両用戦機雷戦群司令を補佐し、水陸両用戦機雷戦群司令部の部内の事務を整理する。

（哨戒備群）

第十八条の五　哨戒備群は、哨戒備群司令部及び哨戒備隊五その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、哨戒備群司令部以外の部隊の数を増減することができる。

（哨戒備群司令）

第十八条の六　哨戒備群の長は、哨戒備群司令とする。

2　哨戒備群司令は、一等海佐をもつて充てる。

（水上訓練指導群）

第十八条の七　水上訓練指導群は、水上訓練指導群司令部及び水上訓練指導隊その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。

（水上訓練指導群司令）

第十八条の八　水上訓練指導群の長は、水上訓練指導群司令とする。

2　水上訓練指導群司令は、一等海佐をもつて充てる。

第二十一条中「、掃海隊、ミサイル艇隊」を削り、「警備隊、防備隊」を「艦隊基地隊」に改める。

第二十一条の二中「警備隊」を「艦隊基地隊」に改める。

第二十二条の六を第二十二条の十三とし、第二十二条の二から第二十二条の五までを七条ずつ繰り下げ、第二十二条の次に次の七条を加える。

（情報作戦集団）

第二十二条の二　情報作戦集団は、情報作戦集団司令部及び作戦情報群、サイバー防護群その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。

（情報作戦集団司令官）

第二十二条の三　情報作戦集団司令官は、海将をもつて充てる。

2　情報作戦集団司令部の事務は、情報作戦集団司令官が掌理するものとする。

（情報作戦集団司令部）

第二十二条の四　情報作戦集団司令部に、幕僚長一人を置く。幕僚長は、海将補をもつて充てる。

2　幕僚長は、情報作戦集団司令官を補佐し、情報作戦集団司令部の部内の事務を整理する。

（作戦情報群）

第二十二条の五　作戦情報群は、作戦情報群司令部及び情報収集隊、気象海洋情報隊その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。

（作戦情報群司令）

第二十二条の六　作戦情報群の長は、作戦情報群司令とする。

2　作戦情報群司令は、海将補をもつて充てる。

（サイバー防護群）

第二十二条の七　サイバー防護群は、サイバー防護群司令部及びサイバー防護隊その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。

（サイバー防護群司令）

第二十二条の八　サイバー防護群の長は、サイバー防護群司令とする。

2　サイバー防護群司令は、一等海佐をもつて充てる。

第二十五条を次のように改める。

第二十五条　削除

第二十五条の二を削る。

第二十八条中「航空開発実験集団」の下に「、宇宙作戦団」を加える。

第二十八条の二中「、航空戦術教導団一」を削る。

第三十条の三中「飛行警戒管制群一、飛行警戒監視群一」を「飛行群二」に改める。

第三十条の七及び第三十条の八を削り、第三十条の九を第三十条の七とし、第三十条の十から第三十条の十三までを二条ずつ繰り上げ、第三十条の十四を第三十条の十二とし、同条の次に次の二条を加える。

（宇宙作戦団）

第三十条の十三　宇宙作戦団は、宇宙作戦団司令部及び宇宙作戦群二、基地業務群一その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、これらの部隊以外の部隊を編成に加え、又は宇宙作戦団司令部以外の部隊の数を増加し、若しくは宇宙作戦団司令部以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。

（宇宙作戦団司令）

第三十条の十四　宇宙作戦団の長は、宇宙作戦団司令とする。

2　宇宙作戦団司令は、空将補をもつて充てる。